上峰町子ども第３の居場所事業運営業務仕様書

１．業務の名称　上峰町子ども第３の居場所事業運営業務

２．業務の目的

上峰町が所有する施設を活用し、家庭や学校以外の安心して過ごせる居場所の運営を実施することにより、地域の子どもたちの健全育成、孤立防止及び生活・学習支援を行うことを目的とする。

３．実施場所　上峰町大字坊所 1550 番地 4 地内（町が指定する施設）

４．実施期間　令和１１年４月１日から令和２１年３月３１日までの１０年間とする。
なお、事業開始後５年を経過した時点で中間評価をし、必要に応じて事業内容の見直しを行うものとする。

５．運営内容　公益財団法人 日本財団が推進する「子ども第三の居場所事業（包括ケアモデル)」に準拠した運営形態とする。包括ケアモデルとは、学習支援、生活支援、体験機会の提供等を一体的に行い、子どもの自立を包括的に支援する取り組みである。運営内容の詳細については、公益財団法人　日本財団 ホームページ等を参照のこと

包括ケアモデルの運営形態

（１）実施内容：　週３日以上開所し、課題を抱えるこどもを対象に、こども一人ひとりに、手厚いスタッフ体制のもとで、学習支援や基本的な生活習慣を身につけるための生活支援、豊かな体験機会の提供等を行う。

（２）実施頻度：週３日以上（週 15 時間以上の運営）

（３）運営終了時刻：原則として　１９　時以降とする。

（４）対象：ア　原則として、町内在住の小１から中３までの子どもと支援等が必要な高校生

イ　不登校など学校に居場所のないこども

ウ　その他関係機関からの情報等により支援を行うことが適切であると町長が判断した子ども

（５）安全管理及び保険：運営事業者は利用子どもの安全確保に万全を期すとともに、不測の事態に備え適切な賠償責任保険及び傷害保険に加入しなければならない。

６．その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、運営事業者と上峰町との協議により定めるものとする。また、本仕様書に定める内容は最低限の要件を示すものであり、具体的な運営方法については事業者の提案を尊重するものである。